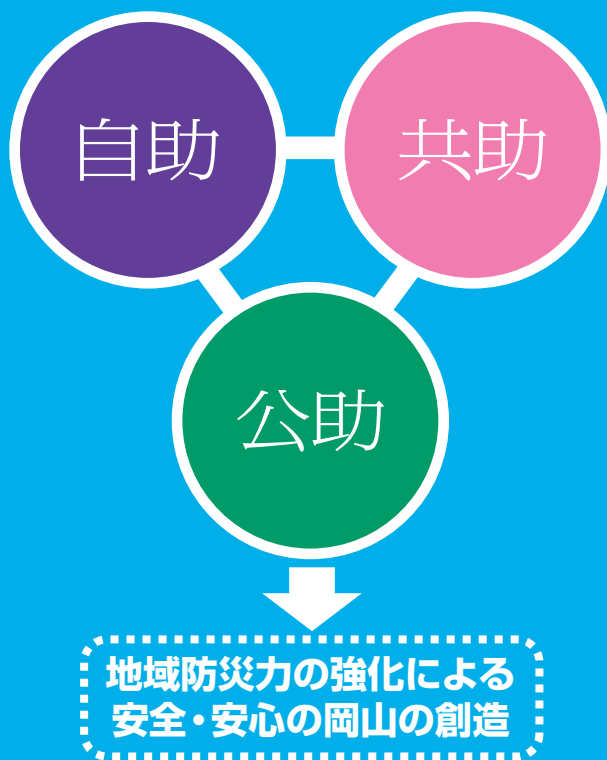


岡山県防災対策 基本条例が 制定されました。

岡山県防災対策基本条例



岡山県

岡山県防災対策基本条例

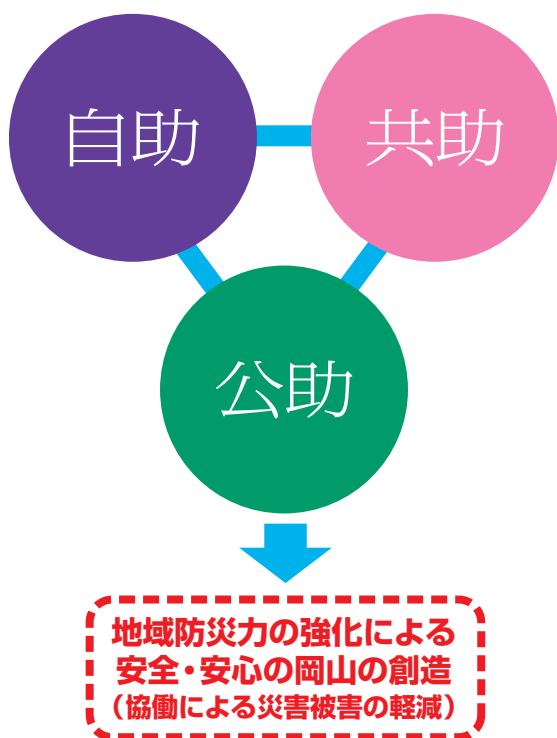
いのちを地域を守るため、それぞれができることをする

災害の被害を軽減するためには、「県」、「市町村」、「県民」、「自主防災組織」、「事業者」、「防災ボランティア」がそれぞれ防災のためにできることをする、それが大切です。

災害に強い社会の実現は県民すべての願いです。災害を引き起こす自然現象や社会構造の変化により災害リスクが高まっていることを一人ひとりの県民に正しく認識してもらい、行政による取組だけでなく、個人や家庭、地域、企業、団体などさまざまな主体の取組により、災害被害を軽減していくことが重要です。

このため、県内のさまざまな主体が防災対策を行う上で共有すべき基本理念を定めるとともに、各主体の役割を明確にし、それらの協働による総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、**岡山県防災対策基本条例**を制定しました。

岡山県防災対策基本条例



岡山県防災対策基本条例体系図

総 則

- 目的 ● 基本理念 など

災害予防対策

- 県の責務及び市町村の役割等
- 県民の役割 ● 自主防災組織の役割
- 事業者の役割

災害応急対策

- 県の責務及び市町村の役割
- 県民の役割 ● 自主防災組織の役割
- 事業者の役割
- 防災ボランティアの役割

復旧・復興対策

- 県の責務及び市町村の役割
- 県民の役割 ● 自主防災組織の役割
- 事業者の役割
- 防災ボランティアの役割

が制定されました。

自助

自分の身は
自分で守る

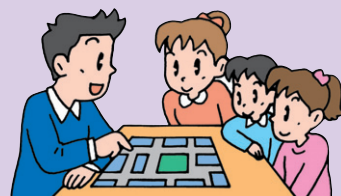
県民のみなさんにしていただきたいこと

災害から自らの身を守るためには、平常時から一人ひとりが防災に関する意識を高め、正しい知識を身につけることが重要です。

県民（住民）は、自らの身の安全は自らが守る自助の主体であると同時に、自主防災組織など共助の主体です。

阪神・淡路大震災では、行政のみならず、住民が自らその身を守り、あるいは他人に手をさしのべるなど防災に対する住民の役割の重要性が再認識されました。

こうしたことから、県民（住民）は平常時から自らの防災対策を行うよう努めるとともに、地域における防災対策に積極的に参加するよう努めるものと定めています。



災害への備え

●防災意識を持つ



近年、地震による災害はもとより、風水害の激化により、各地で被害が発生しています。その中には、大雨、洪水などの警報が出されている中で、田畑の見回りに行って命を失うといった事例もあり、台風や大雨を軽くみるという防災意識の希薄化が指摘されています。

自らの身を自らが守るため、自然現象の特徴など正確な防災知識を持つと同時に生活する地域の危険度を知っておきましょう。

●家屋の倒壊防止など、自らで備えに努める

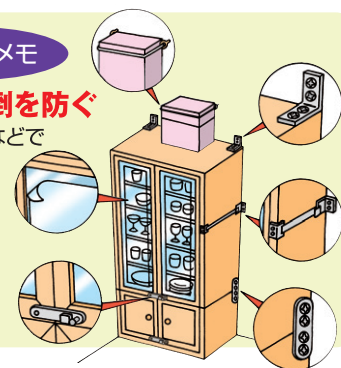
阪神・淡路大震災においては犠牲者の約8割が建築物の倒壊によるものであったといわれています。このことから、県民（住民）は、家屋の倒壊、落下物による被害の発生を防ぐために、建築物の耐震診断・耐震改修、家具の固定化などの自らの備えを行うよう努めましょう。



防災一口メモ

家具の転倒を防ぐ

家具はトメ金などで固定しておきましょう。



●食料や備品を備える

食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄するとともに、停電等に備えラジオなど正確な情報を収集する手段を用意しておき、避難の際にすぐに持ち出せるように努めましょう。

災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合の対応

市町村長から避難勧告等の発令があったときには速やかにこれに応じて行動し、隣近所で声をかけ合うなど、お互い助け合って避難しましょう。また災害が発生したときには緊急通行車両の妨げにならないよう、車両の使用の自粛に努めましょう。

復旧・復興時

県及び市町村の役割が重要であることは言うまでもありませんが、県民（住民）自身も復旧・復興の主体です。互いに協力して自らの生活の再建と地域コミュニティの再生に努めましょう。



共助

地域の安全は
地域で守る

自主防災組織のみなさんの役割

自主防災組織とは、地域の安全は地域のみんなが助け合って守ろうという地域の連帯感に基づいて、地域の住民の方々によって自発的に結成される組織です。

この条例では自主防災組織を災害予防段階から復旧・復興段階まで、防災対策の主体のひとつとして積極的に位置づけ、その役割を定めています。

災害への備え

地域住民の防災意識の啓発、災害時要援護者の支援、災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄などを行うよう努めましょう。

災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合の対応

地域防災の中核として、市町村などと連携して、それぞれの地域で、災害情報の収集・伝達、避難誘導などを行うよう努めましょう。



復旧・復興時

地域コミュニティの再生に貢献するよう努めましょう。

事業者のみなさんの役割

事業者は豊富な人材、専門的な技術、資機材を保有していることから、迅速な初動対応や多様な活動が可能です。また事業者そのものの組織力が期待されることから、地域防災力の担い手として大きな期待が寄せられており、条例においても主体のひとつとしてその役割を定めています。



災害への備え

事業を継続するための計画の策定や防災訓練の実施などに努めましょう。

災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合の対応

来所者、従業員などの安全を確保するとともに、負傷者の救出救護、帰宅困難者への支援などに努めましょう。

復旧・復興時

事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により、雇用の場の確保、地域経済の復興に貢献するよう努めましょう。

防災ボランティアのみなさんの役割

防災ボランティアは、公助だけではカバーしきれないきめ細かなニーズへの対応も可能であることから、近年の相次ぐ災害において大きな役割を果たしています。また今や災害発生時だけではなく、平常時の減災活動への参加等も期待されています。

この条例では防災ボランティアを新たな共助の力として、積極的に位置づけ、主体のひとつとしてその役割を定めています。

災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合の対応

県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援を行うよう努めましょう。

復旧・復興時

被災者の生活再建が円滑に行われるよう、県や市町村と連携し、被災者のニーズに配慮した支援に努めましょう。

が制定されました。

公助

県や市町村が取り組むこと

県民の生命、身体を保護することは、県・市町村にとって最も重要かつ根幹的な責務です。このため、県・市町村は、防災に関し、万全の措置を講じていくこととしています。

県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

また、市町村は住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、防災対策に関する施策の推進に努めることを規定しています。

災害への備え

●災害時要援護者の支援体制を整備する

近年の災害では高齢者などの災害時要援護者が被害者に占める割合が高くなっています。今後の高齢化の進展を考慮すると災害時要援護者対策は現在、行政にとって最も重要な防災対策の一つとなっています。

そうしたことから、市町村は災害時要援護者避難支援プランの策定や福祉避難所の指定など災害時要援護者の支援体制の整備に努めることとしており、県は市町村が実施する災害時要援護者支援体制の整備を支援するよう定めています。

●防災に対する知識を深める

公共施設の耐震化などハード整備はもとより、災害や防災に関する普及啓発や災害関連情報の提供などを行うこととしています。学校又は保育所の設置・管理者は幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害が発生したときに安全が確保できるように防災に関する教育の実施に努めることとしています。

災害が発生したとき、 又は発生するおそれ がある場合の対応

被害を最小限度に止めるために県や市町村は速やかに情報収集・伝達を開始し、迅速かつ適切な避難、救助、医療などの応急対策が実施されるように必要な体制を確立するよう努めることとしています。

復旧・復興時

県民（住民）の参画を得て、復旧・復興計画を策定すること、また被災者の意向を踏まえた復旧・復興対策の実施に努めることとしています。

防災一口メモ

緊急地震速報を聞いたら



頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる。
あわてて外へ飛び出さない。



防災データ

「岡山県に被害をもたらす巨大地震！ 東南海・南海地震」

岡山県に被害をもたらす海溝型巨大地震として、東南海・南海地震が知られています。おおむね100～150年の間隔で発生し、今世紀前半での発生が懸念されています。昭和21年に発生した昭和南海地震では、県南部、特に埋め立て地や干拓地で大きな被害がありました。（死者52人、建物全壊1,200棟）



岡山地方気象台提供

「相次いで来襲した平成16年の台風」



玉野市沿岸

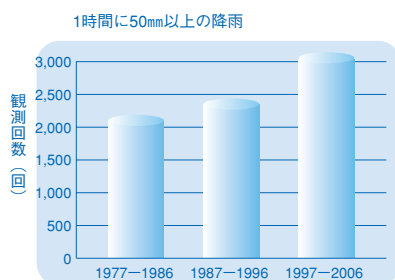
平成16年は、台風第16号、18号、21号、23号と大規模な台風が立て続けに来襲し、岡山県では死者8名、負傷者65名、住宅の全半壊138棟、床上・床下浸水15,838棟など、大きな被害が発生しました。



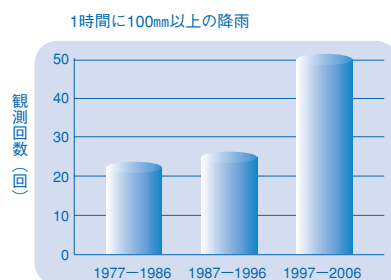
「増加する集中豪雨の脅威」

これまでの30年（1977年～2006年）を振り返ると、ここ10年（1997年～2006年）では短時間に集中的に雨が降る事例が明らかに多くなってきています。気象庁の全国約1,300箇所あるアメダス観測点で観測したデータを基にすると、過去10年では、1時間で50mm以上の雨が観測された回数は3,132回、1時間で100mm以上の雨が観測された事象は51回となっており、前々の10年間（1977年～1986年）と比べると、それぞれ約1.6倍、約2.3倍に増加しています。

● 1時間に50mm以上の雨が観測された回数の推移（平成19年版防災白書）



● 1時間に100mm以上の雨が観測された回数の推移（平成19年版防災白書）



資料：気象庁データを用いて内閣府作成（協力 国土交通省）

『気候変動に関する政府間パネル（IPCC）』の作業部会では平成19年、地球の気候システムに温暖化が起きているとほぼ断定し、地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や熱帯低気圧の強度が増加すると予測しています。

■お問い合わせ先

岡山県総務部危機管理課

●電話 086-226-7293

●電子メール kikikanri@pref.okayama.lg.jp

条例の全文はこちらから

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=12